

携帯電話に潜む危険性から 子どもたちを守りましょう！

「うちの子に限って大丈夫」と思わないでください

悪質なメール

料金の架空・不当請求メールやなりすましメール、チェーンメール（受け取ったメールと同じ内容を友達に送らなければ不幸になるという、脅迫的な性格のメール。）などがあります。

有害サイト

出会い系サイト、アダルトサイト、薬物や自殺など犯罪に関わるサイトなど。

ネットいじめ

学校裏サイトやブログ・プロフでのいじめ・誹謗中傷・個人情報の悪用など。ブログは個人が作成するネット上の日記で、プロフはネット上の自己紹介サイト。ともに、誰でも閲覧や書き込みができ、いじめや援助交際に関する書き込みも行われています。

携帯依存

夜遅くまでメールやインターネットに夢中になったり、学習中や食事中も手放せなくなったりすることもあります。

- 悪質な書き込みは、捜査をすれば書き込んだ人物が特定され、内容によっては犯罪行為として、処罰の対象となる場合や、相手から損害賠償を請求される場合があります。
- ネット上に流れた画像や情報は、悪用されることも多く、完全に消すことはできません。また、他の人の画像や個人情報を無断で公開することは違法です。

CHECK! 最近の動向

- ネットを介した性犯罪の被害について、出会い系サイトではなく一般サイト（ゲームサイトやSNS、プロフ等）が出会いの場となったものが増加しています。
- パソコンや携帯電話だけでなく、ゲーム機にもインターネット閲覧機能を備えているものが多くあります。携帯型ゲーム機では、ファストフード店等で無償提供されている無線インターネット接続サービスを利用してインターネットを閲覧することができます。（ゲーム機の設定でインターネット閲覧を禁止することができます。）

改正「いしかわ子ども総合条例」（平成22年1月1日施行）

携帯電話の利用制限について

（条例第33条の2関係） - 要旨 -

保護者は、子ども¹の年齢、発達段階等を考慮し、適切な対応に努め、特に、小中学生には、防災、防犯その他特別な目的の場合を除き、携帯電話を持たせないように努めるものとします。

フィルタリングの徹底について

（条例第34条の2関係） - 要旨 -

保護者は、子どもの携帯電話にフィルタリングサービスを利用しない申し出をする場合は、やむを得ない理由²を記載した書面を携帯電話事業者に提出しなければなりません。

1 「子ども」とは、ここでは18歳未満の「青少年」を指します。
2 やむを得ない理由とは、次のとおりです。
青少年が就労している場合で、当該業務に支障が生じること
障害・疾病等により、日常生活に必要な情報収集等に支障が生じること
青少年が有害情報に触れないようにするために保護者が常に利用状況を確認できること

保護者として対応することは？

Point1

しっかり考えましょう！

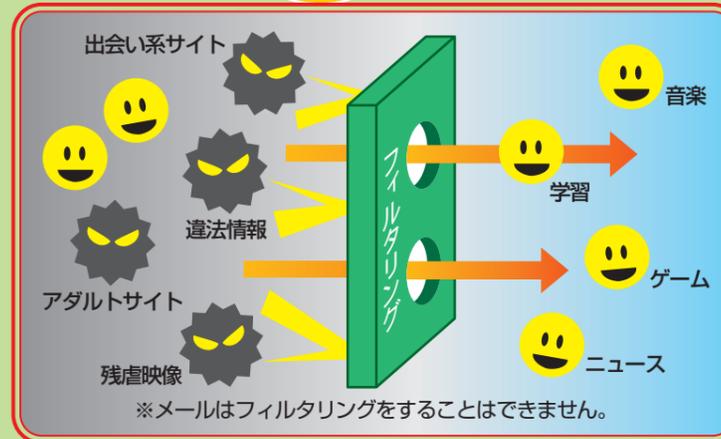
お子さんに携帯電話は本当に必要ですか？

- 「いしかわ子ども総合条例」では、小中学生には、防災、防犯その他特別な目的の場合を除き、携帯電話を持たせないように努めることとされています。
- 県内の小中学校では、携帯電話の持ち込みを原則禁止しています。
- 県内の高等学校では、学校内での携帯電話の使用が制限されています。自分の通っている学校のルールをしっかり守りましょう。

Point2

携帯電話を持たせる場合には

フィルタリングを外さないでください



- 「いしかわ子ども総合条例」では、フィルタリングの徹底について規定しています。
- フィルタリングは、インターネットの情報を一定の基準で評価判別し、「出会い系サイト」や「アダルトサイト」など、子どもには見せたくない情報を選択的に排除し、閲覧を制限するサービスです。
- すべての携帯電話事業者はフィルタリングサービスを無料で提供しており、利用者が18歳未満の場合は購入時に自動的に設定されます。お子さんに携帯電話を持たせる場合には、フィルタリングを外さないでください。

Point3

フィルタリングだけでは十分ではありません

親子のルールを決めましょう！

お子さんに携帯電話を持たせる必要がある場合は、子ども任せにせず、親子で危険性などについて話し合い、ルールを決めましょう。子どもに携帯電話を使う必要と責任を自覚させることが大切です。



- 人を傷つける書き込みは絶対にしない
 - 危険なサイトに絶対にアクセスしない
 - むやみに個人情報や写真を公開しない
 - 架空請求や嫌がらせ、脅迫等を受けたら必ず相談する
 - ネット上で知り合った人と絶対に会わない
 - 通話・アクセス履歴は保護者が常に確認する
 - 食事中や人と話しているときには携帯電話を使わない
 - 携帯電話をお風呂などに持ち込まない
 - 夜___時を過ぎたら携帯電話を使用しない
 - 利用料金は月_____円を超えない
- その他のルール 例) 暗証番号やパスワードを勝手に設定(変更)しない など

相談窓口

- ☞ ネット上の犯罪行為を発見した・犯罪に巻き込まれた 石川県警察本部サイバー犯罪対策室 ☎076-225-0110(代表)
- ☞ ネット上のいじめにあった 24時間いじめ相談テレホン ☎076-298-1699
- ☞ ワンクリックの不当請求や架空請求を受けた 石川県消費生活支援センター ☎076-267-6110